様式第１号（第３条関係）

（表）

令和　年　月　日

特殊詐欺電話対策装置貸与申請書

（宛先）前橋市長

前橋市特殊詐欺電話対策装置貸与事業実施要綱に基づき、装置の貸与及び設置に関し次のとおり申請します。また、裏面の同意事項に記載されたことについて同意します。

<table>
<tr><td rowspan="6">申請者
（使用する者）</td><td>住　　所</td><td colspan="4">前橋市</td></tr>
<tr><td>（フリガナ）
氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">大正
昭和　　年　　月　　日生</td><td>年齢</td><td>歳</td></tr>
<tr><td>装置を設置する電話機の電話番号</td><td colspan="4">－　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設置方法
（「申請者が設置」するか「市が設置」するか選んでください）</td><td>□申請者が設置 ⟶
（受領方法を右から選んでください）</td><td colspan="3">□郵送・宅配で受領
□消費生活センターで受領
□（　　）支所・市民サービスセンターで受領</td></tr>
<tr><td colspan="4">□市（委託業者）が設置</td></tr>
</table>

申請代行者	氏　　名		申請者との関係	
	住　　所			
	連 絡 先	－　　－		

申請内容の確認や設置日時の連絡をするため、下記もご記入ください。

申請内容等の確認連絡先	申請者　・　申請代行者
日中連絡が取れる電話番号	－　　－

※シリアルナンバー No.	＊本人確認 保険証・免許証・マイナンバー 他（　　）	受付場所：　支所・市民SC・消費生活センター　受付者：

（裏）

同意事項
1　装置貸与の対象者であるかどうか確認するため、市職員が住民基本台帳の閲覧を行います。 2　市へ装置の設置や撤去を依頼した場合は、市が指定した事業者が申請者宅を訪問し、装置の設置や撤去を行うため、市職員が申請者の氏名、住所等の個人情報を市が指定した事業者へ提供します。 3　装置の設置や撤去に際して別途費用が発生する場合は、申請者の自己負担となります。 4　電話回線や電話機の種類により、別途費用が発生したり、設置できない場合があります。 5　電気料金、電話料金及び修繕・交換費用（保証期間内を除く。）は、申請者の自己負担となります。 6　貸与された装置をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し又は担保に供することはできません。 7　転居や装置の紛失等があった場合は、届け出てください。 8　貸与期間は１年間です。貸出期間経過後、装置は被貸与者に譲渡します。譲渡後は自己管理となりますので、取り外しや修理等、装置に係る費用は全て自己負担となります。 9　録音データを市民の特殊詐欺被害の防止に利用するため、データの提供の協力をお願いすることがあります。 10　装置の利用に関し、市からアンケート調査等の依頼があった場合は、協力します。